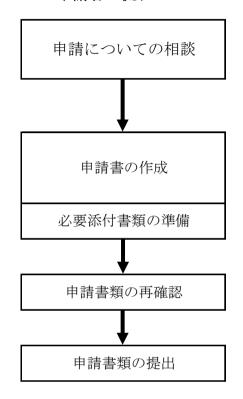
農地法第3条申請から許可まで(一般法人向け)

黒石市農業委員会では、申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**30日以** 内と定め、適切な許可事務を行っています。

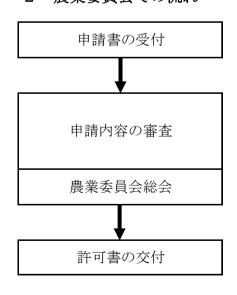
なお、相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

1 申請者の流れ



- ※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話で相談ください。
 - 許可の可否について、内容の聞き取り及び事前調査をします。
- ※ 権利の取得内容に応じた申請書を作成してください。 (申請書は農業委員会で準備している他、ホームページ でダウンロードできます。まあ、記載内容については、 記入例を参照してください。)
- ※ 別添必要書類一覧表で確認してください。
- ※ 申請前のもう一度記入内容、必要書類を再確認してく ださい。
- ※ 農業委員会事務局までお越しいただき、申請書3部と 添付書類一式を提出してください。

2 農業委員会での流れ



- ※ 申請書の受付は、**月末日の8時15分から17時まで**です。(月末日が、閉庁日の場合はその翌日です。)
- ※ 事務局において、申請内容に記載漏れや訂正がないか 確認します。 また、後日農業委員による現地調査を実施します。
- ※ 農業委員会総会において、許可・不許可の意思決定を します。
- ※ 農業委員会事務局で許可書を受領してください。 (総会終了日から**3日後程度**に印鑑持参の上おいでください。)